

令和5年3月23日

区立小・中学校、保田しおさい学校、幼稚園 保護者各位

葛飾区教育委員会

令和5年度新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し
及び入学式等の実施について

日頃より、本区の教育行政にご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、これまで保護者の皆様には、学校・園の新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、日々の検温を始め、健康観察にご協力いただいていたまいりました。

先般、文部科学省及び東京都教育委員会から、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等の方針が示されました。区としましては、その方針に基づき、令和5年度4月1日以降の新学期における教育活動及び入学式について、下記のとおりといたします。

なお、各学校・園の対応につきましては、学校・園からご連絡いたします。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

- (1) 児童・生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 校外学習等において、混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童・生徒及び教職員についても、着用が推奨されることとします。
- (3) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、引き続き適切に指導を行います。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童・生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。
- (5) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童・生徒に指導します。

2 換気の実施について

今後も、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、効果的な換気の実施が求められることから、効果的な換気に取り組みます。

3 給食等の食事をする場面における対策について

給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう注意します。

その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童・生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、黙食は求めないものとします。

4 入学式等の実施について

- (1) マスクの着用については、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童・生徒による「呼びかけ」を実施する時等も含めて、児童・生徒や教職員のほか、来賓や保護者に対しても、基本的にマスクの着用を求めません。
- (2) 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童・生徒による「呼びかけ」を実施する時等には、児童・生徒同士の適切な距離を確保します。
- (3) 2方向の窓やドアを開けるなど、常時又はこまめに換気します。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童・生徒に着用を促すことがあります。
- (5) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する者に対して、マスクを外すことを強いることのないようにします。また、児童・生徒の間で、マスクの着用の有無による、いじめや偏見、差別等が生じないよう適切に指導を行います。